別 紙

令和 6 年度第 2 期財務監査及び行政監査の結果（令和 7 年 3 月 28 日付け）に対する措置

令和 8 年 10 月 28 日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
動物園使用料について（経済観光部 動植物園（令和 6 年度組織名称）） 市は、大町公園動物園において、キッチンカーによる行商（飲食物の提供）及び業として写真撮影を行う者に対し、市川市都市公園条例第 2 条第 1 項に基づき使用の許可をするとともに、市川市使用料条例第 2 条第 1 項第 5 号及び別表第 5 に基づき使用料を徴収していることから、当該使用料の徴収事務（以下「本件徴収事務」という。）を調査したところ、滞納が発生しているにもかかわらず、督促状による督促を行っていないことが確認された。 地方自治法第 231 条の 3 第 1 項は、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、長は、期限を指定して督促しなければならない旨規定し、また、市川市財務規則第 43 条第 1 項は、所属長は、調定した歳入（使用料）について納期限を過ぎても納入に至らない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならない旨規定しているが、本件徴収事務はこれらの規定に違反するものである。 よって、納期限までに納付しない者に対しては、これらの規定に基づき督促状により督促を行い、適正な債権管理を行われたい。 また、本件徴収事務においては、電話や再発行納付書の送付により催告を行っているが、その実施内容の記録は担当者が個人で行っているのみで、上司や所属長の決裁を受けていないなど、組織的に情報共有されていないこと	指摘事項に対し、以下のとおり措置を講じた。 1　督促の実施及び滞納の解消 納期限までに納付しなかった者に対して督促状による督促を行ったほか、電話による催告や訪問徴収を行い、令和 6 年度以前の収入未済はすべて解消された。なお、使用料の徴収について、令和 6 年度までは使用後に徴収していたが、令和 7 年度からは使用前に徴収することとしたため、収入未済は発生していない。 2　債権管理体制及び情報共有 債権管理については、「都市公園制限行為許可申請手続き及び公園使用料徴収マニュアル」を策定し、使用許可の相手方ごとに使用許可日や使用料納付日等を記録した「都市公園使用料納付者名簿」（以下「納付者名簿」という。）を用いて収納状況等の確認を行うこと、納付者名簿の記録内容については毎月課長までの決裁を受けることを定め、債権管理状況のチェック及び組織内での情報共有を図ることとした。 （市長から通知のあった日：令和 8 年 10 月 19 日）

が確認された。このような事務の進め方では、担当者の突発的な休暇の取得や人事異動により催告の日時や納付の約束等の記録が他の職員に引き継がれないなどの恐れがあり、重複納付や不納欠損の発生につながりかねない状況になっていると言わざるを得ない。 　よって、催告や納付の約束等を行った際には、徴収簿等の書類に記録を残し、それをどの職位まで決裁するのか、また、その決裁の頻度をどの程度とするのか等をマニュアルに明示するなどして、組織的な情報共有の下に債権管理を行われたい。	